

## 小田原市 住民監査請求の手引

### 住民監査請求は

地方公共団体の長、行政委員会などの執行機関又は職員（→Q 2）に係る財務会計上の行為又は怠る事実（→Q 3）が違法又は不当（→Q 5）であり、その結果、地方公共団体に財産上の損害がある（→Q 6）と認められるときに、住民（→Q 1）が、監査委員に対し、監査を求めて、財務会計上の行為又は怠る事実の防止や是正などの必要な措置（→Q 7）を講じるよう請求することができる制度です。

請求する人は、財務会計上の行為又は怠る事実を特定し（→Q 4）、違法又は不当である理由（→Q 5）と、損害があること（→Q 6）を示す必要があります。（請求には期限があります。（→Q 8））

住民監査請求は、個人の権利や利益の救済を図る制度ではありません。

### Q 1 監査請求は誰ができますか？

A 1 請求する方は、小田原市（以下「市」といいます。）の住民でなければなりません。

#### ■監査請求ができる住民とは

- ①市に住所を有する者  
連名で請求することもできます。
- ②市に本店の所在地又は主たる事務所などを置く法人

### Q 2 監査請求の対象となるのは誰の行為ですか？

A 2 監査請求の対象となるのは、次に掲げる者に係る行為に限られます（地方自治法第242条第1項）。

- ①市長
- ②市の行政委員会（教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会）・委員（監査委員）
- ③市の職員（以下「関係職員など」といいます。）

※議会及び議員並びに実行委員会及びいわゆる市の外郭団体は監査請求の対象とはなりません。

※関係職員などの特定においては、氏名まで指定する必要はなく、例えば「本件公金の支出を行った職員」や「本件公金の支出について責任を有する者」などとして特定することもできます。

**Q 3 監査請求できる事項はどのようなものですか？**

A 3 監査請求できる事項は、以下の財務会計上の行為又は怠る事実に限られます（地方自治法第242条第1項）。

■財務会計上の行為

- ①公金の支出（補助金の支出、給与の支給など）
- ②財産（土地、建物、物品など）の取得・管理・処分
- ③契約（売買・工事請負など）の締結・履行
- ④債務その他の義務の負担（予算額を超える借入金の決定など）

※上記①～④の財務会計上の行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合においても監査請求をすることができます。

■怠る事実

- ⑤公金の賦課・徴収を怠る事実（市税・使用料の賦課、徴収を怠るなど）
- ⑥財産の管理を怠る事実（公有財産の保全管理、債権管理を怠るなど）

**Q 4 監査請求の対象とする事項はどの程度特定するのですか？**

A 4 監査請求の対象とする財務会計上の行為又は怠る事実は、個別的、具体的に特定する必要があります。

■個別的・具体的に程度とは（最高裁判決平成2年6月5日）

- ①財務会計上の行為又は怠る事実を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要します。
- ②財務会計上の行為又は怠る事実が複数である場合には、原則として、財務会計上の行為又は怠る事実を他の行為などと区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要します。
- ③監査請求書及びこれに添付された事実証明書の各記載などを総合しても、監査請求の対象が上記①②の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員はその請求について監査をする義務を負いません。

**Q 5 違法又は不当である理由を書かなくてはいけないのですか？**

A 5 監査請求の対象は、財務会計上の行為又は怠る事実が、違法又は不当なものに限られません（地方自治法第242条第1項）。

したがって監査請求する財務会計上の行為又は怠る事実が、どのような理由で違法又は不当なのか事実に基づき具体的に示す必要があります。

**Q 6 市に損害がない行為等については、監査請求ができないのですか？**

A 6 監査請求の制度は、住民が、監査委員に対し、関係職員などの違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実に対する監査及び防止、是正の措置を請求することで、市の財政の腐敗防止を図り、住民全体の利益を確保することを目的としています。

そのため、監査の対象となる財務会計上の行為又は怠る事実は、市に何らかの損害を与えるもので、ひいては住民全体の利益に反するものに限られます。

よって、監査請求は、たとえ違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があっても、市に財産的な損害が発生し又は発生しようとしていると認められない場合は、行うことができません（最高裁判決平成6年9月8日）。

**Q 7 監査委員に求めることができる必要な措置には何がありますか？**

A 7 請求する方が、監査委員に対し講ずべきことを求めることができるのは、次に掲げる措置です（地方自治法第242条第1項）。

- ①財務会計上の行為を事前に防止するために必要な措置（行為の差止めなど）
- ②財務会計上の行為を事後に是正するために必要な措置（行政処分の取消し、契約の解除など）
- ③怠る事実を改めるために必要な措置（原状回復、代執行など）
- ④財務会計上の行為又は怠る事実によって市が被った損害の補てんのために必要な措置（損害賠償請求など）

請求する方は、請求書に記載する財務会計上の行為又は怠る事実について、どのような措置が必要であると考えているのかを示す必要があります。

**Q 8 監査請求に期限はありますか？**

A 8 監査請求は、正当な理由がある場合を除いて、財務会計上の行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、行うことができません（地方自治法第242条第2項）。

請求する方は、財務会計上の行為から1年を経過して請求書を提出する場合、請求書において、1年を経過したことの正当な理由を示す必要があります。

■正当な理由とは

住民が相当の注意力をもって調査すれば客観的にみて住民監査請求をするに足りる程度に財務会計上の行為の存在又は内容を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしている場合（最高裁判決平成14年9月12日、平成14年10月15日）

※請求する方の個人的な事情は含まれません。

なお、怠る事実について行う監査請求については、その事実が継続している限り、請求の期間制限はありませんが、怠る事実が財務会計上の行為に起因する場合などは、期間制限を満たす必要があります。

**Q 9 監査請求はどのように行えばよいですか？**

A 9 請求書と事実証明書（→Q 10）を監査委員に提出して行います。

監査委員は、提出された請求書と事実証明書により、監査を行う必要があるかどうかの判断を行います。請求書の記載例は、次のとおりです。

**小田原市職員措置請求書**

**〇〇に関する措置請求の要旨**

※〇〇には、次の（１）において請求の対象とする市長、委員会、委員などの執行機関又は市の職員を記載してください。

**1 請求の要旨**

※次の事項を必ず記載してください（次の（１）～（５）の見出しをつけてください）。

**（１）監査請求の対象とする財務会計上の行為又は怠る事実**

（いつ、誰が、どのような財務会計上の行為を行ったのか又は怠ったのか記載してください。 →Q 3・Q 4）

**（２）財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当である理由**

（どのような理由で違法又は不当なのか記載してください。 →Q 5）

**（３）その結果、小田原市に生じている損害**

（どのような損害が小田原市に生じているのか記載してください。 →Q 6）

**（４）請求する措置の内容**

（どのような措置を請求するのか記載してください。 →Q 7）

**（５）財務会計上の行為から 1 年以上経過している正当な理由**

※1 年を経過していない場合は、本項目は記載不要です。

※（１）の行為から請求までに 1 年以上経過している場合は正当な理由を記載してください。 →Q 8

**2 請求者**

住所

氏名（自署してください）

電話番号・電子メールアドレス（この項目は任意ですが、請求に関する連絡を行う必要があるため、連絡先を記載してください）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定により別紙事実証明書を添え必要な措置を請求します。

令和 年 月 日

小田原市監査委員（あて）

※A 4 判で作成してください（横書き・縦書きは問いません）。

※請求する方の連絡先として、電話番号・電子メールアドレスの記載をお願いしています。

※請求する方は、請求書、事実証明書、連絡票（7 ページ参照）を監査事務局（小田原市役所 4 階）へ、直接お持ちになるか、郵送してください。F A X・電子メールでの提出はできません。

※書類に不備がある場合は、監査に至らず却下となる場合があります。

**Q 10 事実証明書とはどのような書面ですか？**

A 10 次の①及び②の書面を指し、両方の書面が必要です。

- ①監査請求の対象とする財務会計上の行為又は怠る事実が存在することを証する書面
- ②上記①の財務会計上の行為又は怠る事実が違法又は不当であること（違法又は不当の理由）を基礎づける書面

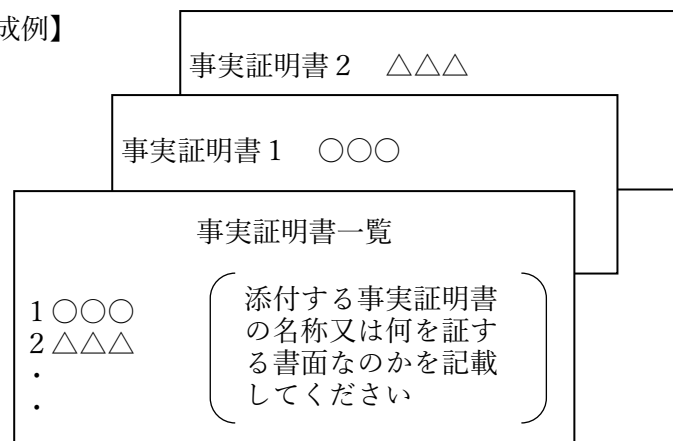
事実証明書は、事実に基づかない単なる憶測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止するために必要とされています（名古屋高裁金沢支部昭和44年12月22日）。

事実証明書として何を添付するかの定めは特にありませんが、一般的なものは、次のとおりです。

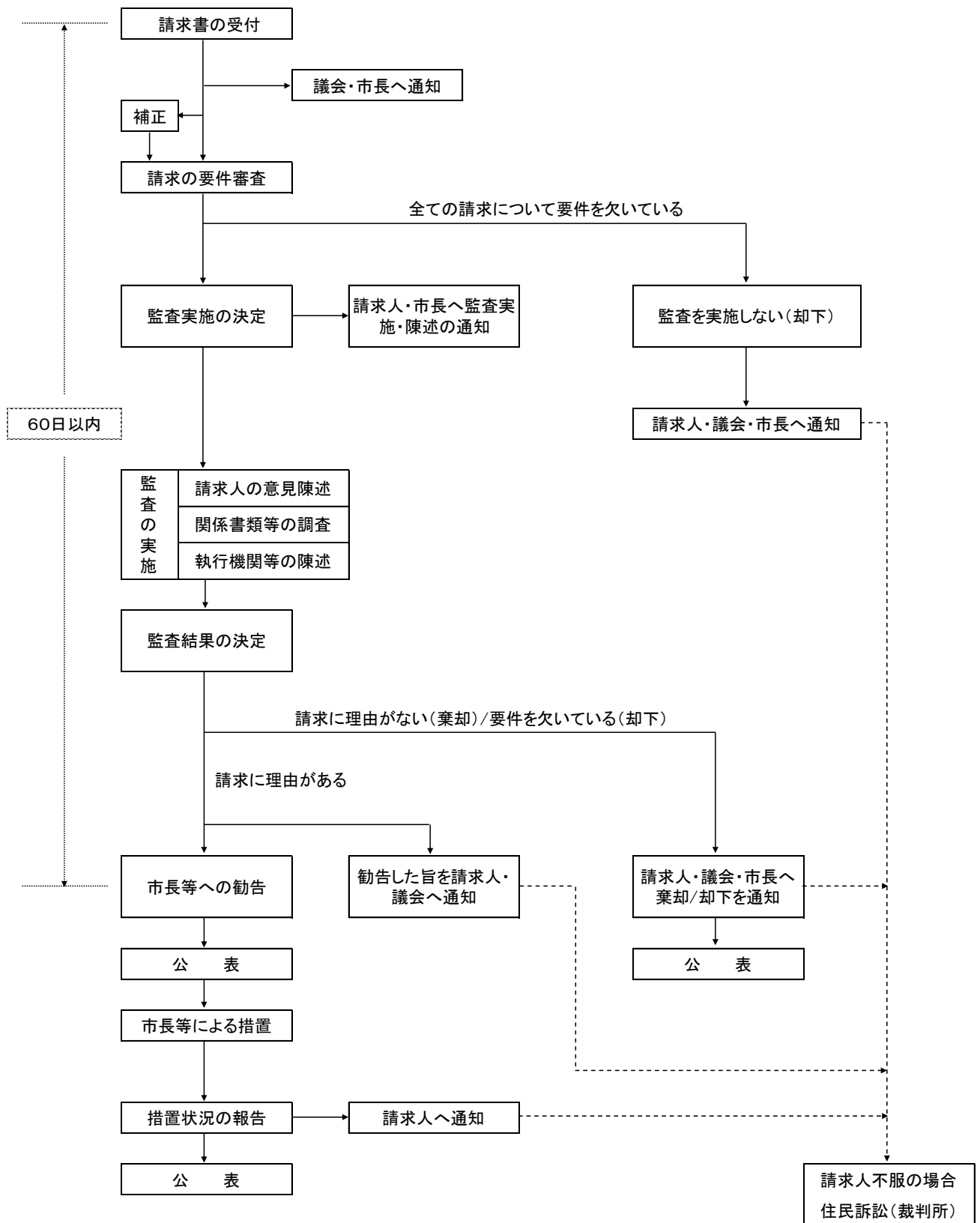
■事実証明書の例

- ①公文書開示制度により入手した財務会計書類などの写し
- ②公文書開示制度により入手した関係職員などの作成した公文書の写し
- ③請求する方などが市に対して行った照会の回答
- ④違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実についての報道記事

【作成例】



## 監査請求に基づく監査の流れ



※監査を行う場合、監査委員は日時を指定して、請求する方に証拠の提出・陳述の機会を付与します。

※監査を開始した場合でも、監査の中で請求要件を欠いていることが明らかになったときは、その段階で「却下」となります。

**請求書を提出する前に、次の項目をご確認ください**

請求書の写しが必要な場合は2部（正本・副本）提出してください。

	チェック項目	参考	チェック
1	請求する方の住所は小田原市内ですか。住所を記載していますか	Q 1	
2	氏名は自署していますか（押印は不要です）		
3	連絡先（電話番号及び電子メールアドレス）を記載していますか		
4	請求書が複数枚になるときは、ページ番号を付けていますか		
5	誰（市長、職員等）の行為かを示していますか	Q 2	
6	請求の対象とする財務会計上の行為又は怠る事実(以下「対象行為等」といいます)は、監査請求できる事項に該当しますか	Q 3	
7	対象行為等は個別的、具体的に特定されていますか	Q 4	
8	対象行為等が違法又は不当である理由を具体的に示していますか	Q 5	
9	対象行為等の結果として発生する又はそのおそれのある損害は示されていますか	Q 6	
10	求める必要な措置の内容を示していますか	Q 7	
11	対象行為等から1年を経過している場合、その理由を示していますか	Q 8	
12	事実証明書は添付していますか 作成例を参考に、事実証明書一覧を作成し、事実証明書の番号、名称等を記載していますか	Q 1 0	
13	住民監査請求に係る連絡票に必要事項を記載し、添付していますか		

**次の連絡票に必要事項を記入し、請求書・事実証明書と併せて提出してください**

<p><b>住民監査請求に係る連絡票</b></p> <p>請求人氏名</p> <p>監査を実施した場合の陳述希望（いずれかに○をしてください。）</p> <p style="text-align: center;">希望する      ・      希望しない</p> <p>※請求について要件を欠いている場合は、陳述は行いません。</p>
---

## 請求書の提出・問い合わせ先

小田原市監査事務局（小田原市役所 4 階）

住所 〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

電話 0465-33-1769

※請求書・事実証明書・連絡票の提出は、直接お持ちになるか、郵送に限ります。